



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年7月23日

ケニアシリーズ（8）¹

～ケニア会社法について（機関及びコーポレートガバナンスについて）～

本記事では、ケニアの役員及び監査役等に関する一般的なことについて若干記載する。役員数、義務、選任および解任などの規定は、会社法や定款に記載されている。なお、定款は、会社法 11 条に記載の通り、特別な規定がない限り、会社法の Table A の規定が定款の内容として採用される。

1. 必要的設置機関

必要的設置機関は、日本と比較してシンプルだが柔軟性はない。法的遵守義務を満たす為に、以下の条件が必要となる。

| 役員 | 公開会社 | 閉鎖会社 |
|-----|---------------------|---------------------|
| 取締役 | 2 人 ² 以上 | 1 人 ³ 以上 |
| 秘書役 | 1 人 | 1 人 |
| 監査役 | 1 人以上 ⁴ | 1 人以上 ⁵ |

2. 取締役

（1）権限及び義務

会社の取締役には、事業を運営する責任があり会社のあらゆる権限を行使することがで

¹ Evelyn M. Kyania of B M Musau & Co., Advocates (<http://www.bmmusau.com/>) にも共に確認して戴いた。

² 会社法 177 条

³ 同上。理論上は 1 人でも良いが、実務では通常 2 人以上を選任する。

⁴ 同法 159 条

⁵ 同上。

きる (Table A 80 条)。但し、会社法及び定款等によって、総会 (general meeting) をもって決議する事項を除く。取締役は、判例法上の会社に対する注意義務 (duty of care) を負う。会社との信託関係から発生する衡平法上の信託義務 (fiduciary duty) も負う。後者は、利益相反行為やその地位から発生する利得を得てはならない義務が導かれる。

(2) 資格

取締役として選任されるには、21 歳以上、70 歳以下でなくてはならない(会社法 186 条)。但し、定款で特に定めのある場合又は決議がある場合はその限りでない (同条)。破産の際に免責されない場合、裁判所の特別許可が必要となる (同法 188 条)。また、一定の不正行為をしたものに対し、裁判所は 5 年間を限度として取締役になることを禁止することができる (同法 189 条)。

(3) 選任

基本定款に対する署名者が設立時の取締役を書面等により選任する。選任されるまではその署名者が取締役になる (Table A 75 条)。その後の取締役は、総会が選任する。株主は、自己の選択で取締役を選ぶことができるが、選任しない場合特段の事由がない限り再任されることになる場合もある (Table A 92 条)。各々の取締役は、各々の決議で選任されなければならない。但し、異議なく同意された場合はその限りでない。取締役会は、取締役に欠員が発生した場合や合理的な理由がある場合取締役を指名することができる。

全ての取締役は、最初の総会の時に退任しなければならない、その後は、3 分の 1 の取締役が退任しなければならない (Table A 89 条)。その場合、長期の在任期間を有していたものから退任するものとする (Table A 90 条)。

(4) 解任

取締役は、任期満了前に通常決議により、解任することができる(会社法 185 条)。取締役は、取締役適格を喪失した際、退任する (Table A 88 条)。例えば、取締役が破産した場合、取締役会の許可なく 6 ヶ月以上取締役会に出席しない場合、取締役が精神に支障をきたした場合等である。

3. 秘書役

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp

(1) 権限及び義務

秘書役は、会社の役員であり、会社の管理に係る契約書に署名をする場合等会社を代表することもある⁶。なお、過去は会社の従業員と考えられ、独立した機関というより会社の指示により行為をされると考えられてきた⁷。

秘書役の通常の責任は以下のとおり事務処理も含む。

- 年次登記書類に署名をすること（会社法 127 条）
- 招集通知を発送する他、全会議に出席し議事録を作成すること等
- 会社が捺印する書類に副署すること（Table A 113 条）
- 会社法により保管が必要とされている法令上の記録や帳簿が保管されていると確認すること（例：株主名簿（会社法 112 条）、抵当担保記録（同法 105 条）などである。

(2) 資格

秘書役は、the Certified Public Secretaries Act (CPSA) の 20 条所定の資格を有している必要がある（会社法 178 条）。CPSA の 21 条では、詐欺罪等で有罪判決を受けたことなどの不適格性について規定している。加えて、取締役と秘書役の兼任をすることはできるが、唯一の取締役がそのまま秘書役になることはできない（会社法 179 条）。同じ人間が取締役と秘書役の役割を同時に担うことはできない（同法 180 条）。

(3) 任命及び解任

秘書役は、取締役が任命及び解任する（Table A 110 条）。

4. 監査役

(1) 権限及び義務

監査役の主な義務は、毎会計年度ごとに会計書類を監査し、それに基づき報告書を作成することである。

(2) 資格

監査役として任命されるには、その者は、Accounting Act of 2008 の 21 条所定の資格を

⁶ *Panorama Development (Guildford) Ltd. v Fidelis Furnishing Fabrics Ltd* (1971)

⁷ *Barnett Hoares and Co. v South London Tramways Co.* (1887)

有していなくてはならない（会社法 161 条）。対象となる会社の役員及び従業員は監査役になることができない。法人も監査役になることができない（同条）。

（3）選任及び解任

監査役の選任は、総会によってなされる。監査役の任期は選任された年次総会から次の年次総会の終結までである（会社法 159 条）。但し、以下の場合を除き、決議がなくても再任される（同条）。

欠格事由に該当すること、他のものを選任したこと、再任しないことを決議したこと、監査役が再任を希望しないことを書面により会社に通知したこと等。

株式公開会社のコーポレートガバナンス

Capital Market Act の 11 条及び 12 条によって付与された権限を行使するため、Capital Markets Authority は 2002 年において上場企業のコーポレートガバナンスに関してのガイドラインを作成した。かかるガイドラインは発展しつつある経済並びに国内及び国外を含めた広域レベルでの資本市場における成長におけるガバナンスの問題が大きくなっていることに対応したものである。また、投資家の権利保護だけでなく、株主の価値の最大化、会社の成果、資本形成において、良好なガバナンスが果たす役割を認識したという点もある⁸。

Capital Markets Authority Code of Corporate Governance 2014 は、2002 Guidelines を継承した。同ガイドラインは、良好なコーポレートガバナンスを会社のビジネス上の取引や文化とすることを目的として会社が採用すべき構成及び過程に対しての原則及び勧告を規定している⁹。

The CMA 2014 Code は、法律に規定した最低基準を超えたスタンダードを採用するように呼びかけている。その枠組みは“comply or explain”アプローチを離れ”apply or explain”アプローチを採用している。取締役会は、すべての勧告を受け入れるか、なぜ勧告を受け

⁸ Corporate Governance Guidelines 2002, Gazette Notice No.3362

⁹ Proposed Code of Corporate Governance Practices for Public Listed Companies in Kenya:
http://www.cma.or.ke/index.php?option=com_docman&view=docman&Itemid=462

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

入れることができないのかを説明しそれを受け入れるための過程を述べなければならない¹⁰。

コーポレート・ガバナンス・プラクティス・コードは、上場会社、資格を有する仲介業者、政府関係者、学者、外国の投資家、コーポレートガバナンスの専門家から様々な助言を受けて策定された。その草案は、国内外での発展に留意し金融システムを脅威にさらし民間のダイナミズム、起業家精神、終局的には経済成長をストップしてしまう危険に対応するために生み出されたものである¹¹。

新法は、7つの柱で構成されている。取締役会の運営及び監督、株主の権利、利害関係者との関係、倫理及び社会的責任、説明責任、リスク管理及び内部統制、透明性の向上・開示及び監督・規制の実施。

各々の柱では、原則及び勧告が提案されている。ガイドラインは、当局がコーポレートガバナンスのスタンダード及び実務を広く検討したことを示すものとなっている¹²。ガバナンス原則は、企業が勧告を導入する際に適用する良好なコーポレートガバナンスを支える幅広い概念を要約している¹³。これに対し、勧告は原則から帰結する基準を示すものである。会社は、ガバナンスの構造及び過程の一部として導入することが望まれている。上場企業は、年次報告書において勧告をどのように適用しているかについて説明しなければならない¹⁴。勧告に続く *Guideline* は、勧告を理解してもらう補助であると共に勧告を導入する際のガイダンスとして設けられている。

新しいコードが施行されると、大きな変革が予想される。2014年のコードは、2002年のコードととってかわるものになる。憲法が2010年公布されて以来統治システムの運用は大幅に変更された。2014年の会社法案は、さらに詳細なものとなり包括的なものになっている

10

http://www.cma.or.ke/index.php?option=com_content&view=article&id=473:cma-releases-corporate-governance-code-for-listed-companies-2&catid=13&Itemid=230

11 同上

12 同上

13 同上

14 同上

る。こうした法律が導入されると、会社登記所（Registrar of Companies）や金融監督庁（Capital Markets Authority）にこうした厳格な法律の施行が委ねられることになる。

5. まとめ

以上の記載は、ケニアの弁護士 Evelyn Kyania 氏から助言を戴いた。表現の不明瞭性や誤りについては専ら当職に帰する。当職は、簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-1-10

西勘本店ビル 5階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント ロザンナ ブレークリ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp